平成30年度　子ども未来部　組織図

資料７

現行（H29）

- 保健衛生部
  - 健康づくり推進課
    - 健康増進班
    - 健康まちづくり増進班
    - 子ども健康班

- 子ども未来部
  - 子ども支援課
    - 企画班
    - 養護班
    - 総務班
    - 支援班
    - 子ども・若者総合相談センター
    - 西原公園児童館
    - 勤労青少年ホーム
  - 児　童　相　談　所
    - 一　時　保　護　所
  - 保　育　幼　稚　園　課

改編後（H30）

- 保健衛生部
  - 健康づくり推進課
    - 健康増進班
    - 健康まちづくり増進班

(1) 保健に係る企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(2) 生活習慣病対策の総合調整に関すること。
(3) 栄養改善及び食育推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(4) 歯科保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(5) 成人保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(6) 保健師等の活動に係る連絡調整に関すること。
(7) 健康くまもと21推進会議に関すること。

- 子ども未来部
  - 子ども政策課
    - 総務企画班
    - 養護班
    - 子ども健康班

(1) 部内事務の連絡調整に関すること。
(2) 子ども施策の総合的企画及び調整に関すること。
(3) 少子化対策に関する調査研究、総合的企画及び調整に関すること。
(4) 児童福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）
(5) 児童福祉施設の設置認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）
(6) 社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）
(7) 児童福祉施設の管理、運営及び指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(8) 児童福祉団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(9) 要保護児童等に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。
(10) 要保護児童対策地域協議会の総括に関すること。
(11) 母子生活支援施設及び助産施設の設置及び廃止に関すること。
(12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第51条第3号に規定する助産の実施又は母子保護の実施（次号において「助産等の実施」という。）に要する費用の支弁に関すること。
(13) 助産等の実施に係る児童福祉法第56条第2項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。
(14) 母子保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(15) 母子に係る医療給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(16) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
(17) エンゼル基金運営委員会に関すること。
(18) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
(19) いじめ問題再調査委員会に関すること。
(20) エンゼル基金に関すること。

  - 子ども支援課
    - 総務班
    - 支援班
    - 子ども・若者総合相談センター
    - 西原公園児童館
    - 勤労青少年ホーム
  - 児　童　相　談　所
    - 一　時　保　護　所
  - 保　育　幼　稚　園　課

(1) 子育て家庭の支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(2) 児童手当に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(3) 子ども医療費助成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(4) ひとり親家庭支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(5) 母子家庭等自立支援給付金に関すること。
(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。
(7) 就学前家庭教育に関すること。
(8) 児童厚生施設の設置及び廃止に関すること。
(9) 児童厚生施設の設置認可等に関すること。
(10) 児童厚生施設の管理、運営及び指導監督に関すること。
(11) 児童館との連絡調整に関すること。
(12) 西原公園児童館（室）に関すること。
(13) 勤労青少年ホーム（室）に関すること。
(14) 子ども・若者総合相談センター（室）に関すること。
(15) 子育て支援センターの管理及び運営に関すること。
(16) 子ども文化会館に関すること。
(17) 城南児童館に関すること。
(18) 児童館運営審議会に関すること。